

交流電子式電力量計—
超特別精密電力量計及び特別精密電力量計—
第 2 部：取引又は証明用

正 誤 票

区分	位置	誤					
本体	10 表 67	<table border="1"> <thead> <tr> <th>JIS 項目</th> <th>検則項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇条 6 性能 (6.1 は除く。) JA.1 個々に定める性能 a)</td> <td>第十八章第三節第一款第二目 “性能”</td> </tr> </tbody> </table>	JIS 項目	検則項目	箇条 6 性能 (6.1 は除く。) JA.1 個々に定める性能 a)	第十八章第三節第一款第二目 “性能”	
		JIS 項目	検則項目				
箇条 6 性能 (6.1 は除く。) JA.1 個々に定める性能 a)	第十八章第三節第一款第二目 “性能”						
正		<table border="1"> <thead> <tr> <th>JIS 項目</th> <th>検則項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>箇条 5 計量に関する要件 (5.4 は除く。) 箇条 6 性能 (6.1 は除く。) JA.1 個々に定める性能 a)</td> <td>第十八章第三節第一款第二目 “性能”</td> </tr> </tbody> </table>	JIS 項目	検則項目	箇条 5 計量に関する要件 (5.4 は除く。) 箇条 6 性能 (6.1 は除く。) JA.1 個々に定める性能 a)	第十八章第三節第一款第二目 “性能”	
JIS 項目	検則項目						
箇条 5 計量に関する要件 (5.4 は除く。) 箇条 6 性能 (6.1 は除く。) JA.1 個々に定める性能 a)	第十八章第三節第一款第二目 “性能”						

平成 29 年 4 月 1 日作成